

中央衛生処理場運轉管理等業務委託
受託予定者選定基準

令和2年11月

能代山本広域市町村圏組合

※※※※※ 目 次 ※※※※※

1	応募型プロポーザルによる受託者の決定	1
2	審査の流れ	2
	(1) 参加資格の確認	2
	(2) 業務提案書類の審査	2
	(3) 受託予定者の決定	2
	(4) 審査フロー	3
3	参加者の備えるべき参加資格要件	4
4	業務提案書類審査	5
	(1) 書類の確認方法	5
	(2) 業務提案書類の審査基準	5
	(3) 提案内容の得点化	6
	(4) 総合点数の算出	7
	(5) 最優秀提案者の特定	7

1 応募型プロポーザルによる受託者の決定

中央衛生処理場運転管理等業務委託（以下「本業務委託」という。）の受注者には、業務対象となる施設の運営・管理に関する専門的な技術やノウハウの保有が必須となる。このため、委託業者決定に係る契約締結方式は、技術提案及び業務価格の総合的な評価によって受託予定者を決定する応募型プロポーザルを採用する。

中央衛生処理場運転管理等業務委託受託予定者選定基準（以下「本選定基準」という。）は、本業務委託のプロポーザル関連書類に基づき応募者から提出された書類（参加資格審査申請書類、業務提案書及び業務提案価格）を、審査して受託予定者を選定するための基準を示すものである。

2 審査の流れ

応募型プロポーザルにおける審査等の流れは、次のとおりである。

(1) 参加資格の確認

能代山本広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）は、提出された本業務委託のプロポーザルに関する参加資格申請書類が全て揃っており、本選定基準「3 参加者の備えるべき参加資格要件」（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。この結果、参加資格要件を満たしている場合は、その参加資格申請書類の提出者に、中央衛生処理場運転管理等業務提案書（以下「業務提案書」という。）の提出を要請し、満たしていない場合は、その参加資格申請書類の提出者を失格とする。

(2) 業務提案書類の審査

ア 業務提案書類の確認

本組合は、提出された業務提案書及び業務提案価格（以下、「業務提案書類」という。）の構成、項目等が全て整っており、業務提案書類の審査項目に支障のないことを確認する。この結果、提出書類に不備又は不足がある場合は、その業務提案書類の提出者を失格とする。

イ 業務提案書類の審査

業務提案書類の審査は、本組合が設置する中央衛生処理場運転管理等業務委託受託予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。選定委員会は、提出された業務提案書類の審査及び提出者によるプレゼンテーションを受けて、本選定基準「4 業務提案書類審査」を基に、審査項目ごとに得点を算出する。

ウ 総合点数の算出

選定委員会は、業務提案書類の審査により算出された審査項目ごとの点数を合計し、総合点数を算出する。

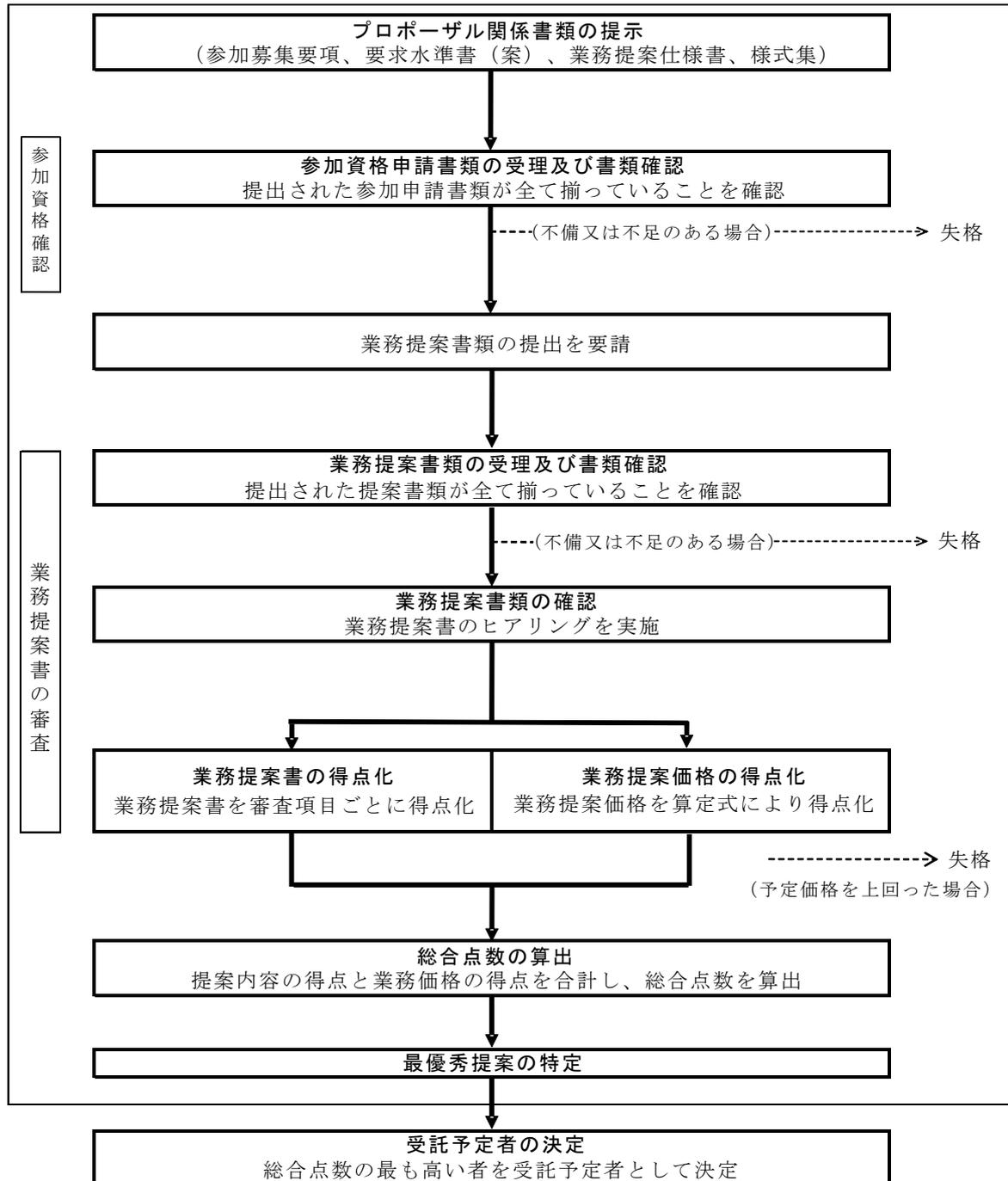
エ 最優秀提案の特定

選定委員会は、総合得点から参加者の順位を決定し、総合点数の最も高い提案を最優秀提案として特定する。

(3) 受託予定者の決定

本組合は、選定委員会の最優秀提案の報告を踏まえて、受託予定者を決定する。

(4) 審査フロー



3 参加者の備えるべき参加資格要件

プロポーザル参加資格要件は、応募から契約締結までの期間において、次に掲げる要件を全て備えている者とする。

なお、複数の企業で構成する企業体（共同企業体等）の参加は認めないものとする。

- ① 法人として登録されている者
- ② 本件の参加申込書提出時において、本組合構成市町（能代市、三種町、八峰町、藤里町）いずれかの物品等（委託含む）指名競争入札等参加資格者名簿に登載されている者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号の規定に該当しない者
- ④ 公告日において、東北圏内（青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県）に本業務に係る契約を締結できる本店、支店または営業所を有している者
- ⑤ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- ⑥ 本件の参加申込書提出時において、国、都道府県及び本組合構成市町の指名停止の措置を受けていない者
- ⑦ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者
- ⑧ 破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ⑩ し尿処理に係る廃棄物処理施設技術管理者講習の管理過程を修了し、かつ、生物学的脱窒素処理方式のし尿処理施設または汚泥再生処理センターの運転管理業務について3年以上業務経験した者を専任で配置できる者
- ⑪ 生物学的脱窒素処理方式のし尿処理施設または汚泥再生処理センターの運転管理に関して、元請けで3年以上継続して受託実績があること。

4 業務提案書類審査

(1) 書類の確認方法

ア 確認方法

業務提案書類の構成、項目等が、業務提案書類の審査項目に支障のないことを確認する。この結果、書類の不備又は不足が確認された場合は、失格とする。

イ 確認内容

- (ア) 提出された書類が全て揃っていること。
- (イ) 業務提案書の構成、項目が、審査項目の内容を満たしていること。
- (ウ) 業務提案価格に記載された業務価格が予定価格を超えていないこと。

(2) 業務提案書類の審査基準

ア 審査方法

提出された業務提案書に関する内容及び業務提案価格を審査項目ごとに得点化し、これらを合計した総合点数の最も高かったものを最優秀提案とする。なお、(A) 一般項目については参加資格申請書類を基に得点化を行う。

イ 審査基準

業務提案書及び業務提案価格の審査項目及び配点は、技術的要素である審査項目(A) 一般事項、(B) 技術的事項、(C) 社会的事項に70点を充て、価格に関する配点を30点とする。各項目の配点は、次のとおりとする。

項 目	配点
(A) 一般事項	(10)
①受託実績	10
(B) 技術的事項	(40)
①業務体制	10
②運転管理業務に関する企画及び技術提案	10
③保守管理業務に関する企画及び技術提案	10
④調達管理業務に関する企画及び技術提案	10
(C) 社会的事項	(20)
①地域貢献に関する取り組み	10
②環境保全に関する取り組み	10
(D) 価格点	30
合 計	100

ウ 最低基準

技術的要素の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。

エ 応募者が1者の場合又はいない場合の取り扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を受託予定者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

(3) 提案内容の得点化

ア 提案内容の得点化の方法

業務提案書の提案内容について、審査項目ごとに評価段階に基づく評価を行い、審査項目ごとの配点に評価段階における評価率を乗じ、審査項目ごとの得点を算出する。

イ 評価段階、評価基準及び評価率

(ア) 一般事項

一般事項の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	一般事項の評価基準	評価率
A	し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）において、運転管理に加え、用役の調達・管理について実績がある。	1.0
B	し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）において、運転管理委託業務実績がある。	0.5

(イ) 技術的事項、社会的事項

技術的事項、社会的事項の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	技術的事項、社会的事項の評価基準	評価率
A	当該審査項目において、大変優れている。	1.0
B	当該審査項目において、やや優れている。	0.8
C	当該審査項目において、一定の評価ができる。（標準）	0.6
D	当該審査項目において、やや劣っている。	0.4
E	当該審査項目において、大変劣っている。	0.2
F	当該審査項目の提案がない。	0.0

(ウ) 価格点

業務提案価格に記載された業務価格について、得点化のための算定式は次のとおりとする。なお、プロポーザル参加者が1者の場合は、上記算式によらず、選定委員会において、価格評価を行う。

$$\text{価格点} = (1 - \alpha) \times 30$$

$$\alpha = (\text{業務提案価格} - \text{最低業務提案価格}) \div \text{最低業務提案価格}$$

※少数点以下の端数がある場合は、四捨五入する。

(4) 総合点数の算出

業務提案書類の提案内容に関する審査及び業務価格に関する審査により算出された審査項目ごとの点数を合計し、総合点数を算出する。

(5) 最優秀提案の特定

得点化において算出された総合点数の最も高い案を最優秀提案として特定する。